

報酬等及び給与等の支給の基準の変更について

報酬等及び給与等の支給の基準に関する以下の規程について、国家公務員退職手当法の改正（平成30年1月1日施行）に準じて別紙のとおり変更したい。

1. 役員退職手当支給規程（別紙1）
2. 職員退職手当支給規程（別紙2）

役員退職手当支給規程の変更（案）

役員退職手当支給規程(平成18年規程第8号)の一部を次のとおり改正する。

平成30年3月14日改正
理事長 高橋 則広

新	旧
<p>第1条～第11条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～2 略</p> <p>3 当分の間、役員に対する退職手当の額は、第2条の規定により計算した額に<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条～第11条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～2 略</p> <p>3 当分の間、役員に対する退職手当の額は、第2条の規定により計算した額に<u>100分の86.35</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則(平30. 3. 14改正)
この改正は、平成30年3月15日から施行する。



職員退職手当支給規程の変更（案）

職員退職手当支給規程(平成18年規程第10号)の一部を次のとおり改正する。

平成30年3月14日改正
理事長 高橋 則広

新	旧
<p>第1条～第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～2 略</p> <p>3 当分の間、職員に対する退職手当の額のうち、第3条又は第9条の2の規定により計算した額については、その額に<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>別表 略</p>	<p>第1条～第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～2 略</p> <p>3 当分の間、職員に対する退職手当の額のうち、第3条又は第9条の2の規定により計算した額については、その額に<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>別表 略</p>

附 則(平30. 3. 14改正)
この改正は、平成30年3月15日から施行する。

報酬等及び給与等の支給の基準の変更について

変更趣旨

平成29年11月17日閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」による要請に基づき、国家公務員退職手当法の改正（平成30年1月1日施行）に準じて、役職員の退職手当について変更を行う。

【閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（抜粋）】

3 【…略…】(2) 国家公務員の退職手当については、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解を踏まえ、官民均衡を図るために設けられている調整率の改定により、平成30年1月1日から支給水準の引下げを行う。

4 【…略…】独立行政法人及び特殊法人等の役職員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）の退職手当についても、国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、通則法等の趣旨を踏まえつつ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請等を行う。

【国家公務員退職手当法の改正概要】

人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解を踏まえ、退職手当の支給水準の引き下げを行う。
(国家公務員の退職手当については、官民比較に基づき、概ね5年ごとに支給水準の見直しが行われる。)

- ・官民均衡を図るために設けられた「調整率」を87/100から83.7/100に引き下げる。

- * 退職手当額 = 退職日の俸給月額 × 勤続期間 × 退職理由別支給率 × 調整率 + 調整額（職責に応じた加算額）

変更内容

役職員の退職手当支給算式の「調整率」を87/100（役員は86.35/100）から83.7/100に引き下げる。

- ・役員退職手当額

退職日の俸給月額 × 12.5/100 × 在職月数 × 業績勘案率 × 調整率

- ・職員退職手当額（正規職員）

退職日の本俸月額 × 勤続期間別支給率 × 調整率

- * 運用専門職員の退職手当も同様の調整率を用いる（ポイント制）

施行日

平成30年3月15日